



守人第 221 号の 2

令和 5 年 11 月 20 日

守口市職員労働組合
中央執行委員長 志鎌 克巳 様

守口市長 濱野 喜



2023 年年末・一時金要求に対する回答について

1 給料の改定は、人事院勧告に基づき令和 5 年 4 月 1 日から実施する。

期末手当及び勤勉手当の改定は、人事院勧告に基づき令和 5 年 12 月から実施する。

本年度の年末一時金は、期末手当 1.25 か月、勤勉手当 1.05 か月の計 2.3 か月とする。

なお、令和 6 年度以降の一時金については、人事院勧告に基づき 6 月期、12 月期とともに、
期末手当 1.225 か月、勤勉手当 1.025 か月の計 2.25 か月とする。

2 期末・勤勉手当の役職者加算制度を廃止する考えはない。

3 勤勉手当を廃止する考えはない。

4 再任用職員の年末一時金は、期末手当 0.7 か月、勤勉手当 0.5 か月の計 1.2 か月とする。
また、会計年度任用職員の年末一時金は、正規職員の規定に準じ、期末手当 1.25 か月とする。
なお、再任用職員の令和 6 年度以降の一時金については、人事院勧告に基づき 6 月期、12 月期ともに、
期末手当 0.6875 か月、勤勉手当 0.4875 か月の計 1.175 か月とする。

5 育児休業中の職員の一時金については、現行どおりとする。

6 年末一時金の支給日は、12 月 8 日とする。

○ 人事・給与制度について、次のとおり見直しを行う。

(1) 時間外勤務代休時間制度を導入する。

(2) 通勤混雑緩和のための時差出勤勤務制度を導入する。

(3) 令和 6 年度から会計年度任用職員に対して正規職員の規定に準じ、勤勉手当 1.025
か月を支給する。

(4) 交通用具 2 km 未満の有料駐輪場利用に係る通勤手当を廃止する。

※廃止時期は、令和 6 年 4 月からとする。

※回答したものについては、妥結後速やかに 12 月議会に上程する。

※給与改定分については、12 月議会議決後、速やかに支給する。